

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 入札公告、福島県工事等競争入札心得(以下「入札心得」という。)、契約書(案)、福島県工事請負契約約款等を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問について
設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書(様式第2号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日に福島県立福島北高等学校ホームページにおいて行うものとする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) その他
 - ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
 - イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
 - ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

- (1) 入札書等の提出について
入札に参加する者は、入札書及び見積内訳書(以下「入札書等」という。)を以下の方法により提出しなければならない。
 - ア 郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)
 - (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

工事 条件付一般競争入札

(イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

(ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

中封筒に入れる書類	入札書
	見積内訳書

(エ) 外封筒には、入札書等(上記(ウ)に示す書類)を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先(電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。

(オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

4 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者(最低制限価格を下回る入札をした者を除く。)から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、福島県立福島北高等学校ホームページ、県政情報センター及び福島県教育委員会ホームページにおいて行う。

5 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(様式第5号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第6号)により通知する。

(4) 入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出

工事 条件付一般競争入札

しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

おって、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

7 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 契約の方法等

(1) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(2) 契約書は、「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104条）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、特記事項を挿入する。また、特約条項として各条項を挿入する。

(3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(4) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

9 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 書類は原則としてA4判とすること。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を

行うことがある。

(4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。(契約金額が500万円(建築工事にあつては1,500万円)以上のものに限る。)

(5) 配置予定の技術者について

ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者としてすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置技術者の兼務

建設業法施行令第27条第2項の規定が適用される、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、専任の主任技術者による兼務を認める。

エ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場(工場製作は除く。)への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間(ただし、工場には専任で配置すること。)
- ・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

オ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

カ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合(請負金額が建築工事にあつては7,000万円以

上。それ以外は3,500万円以上。)には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

(6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効(ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。)の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(7) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(8) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者(県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請)に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

(9) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申し立てに関する試行要領」(平成30年3月20日付け29財第2751号総務部長依命通達)により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

(10) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、約款第26条第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。)、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

ウ インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ

工事 条件付一般競争入札

発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(11) 不可抗力による損害の負担

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(12) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休養させるよう配慮すること。

(別紙1)

入 札 書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工事(委託業務)名

工事(委託業務)番号

工事(委託業務)箇所

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999。空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

入札書を無効とする申出書

1 工 事 名

2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名

工 事 名

工事番号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(発注者名)

様

(別紙3)

入 札 辞 退 届

年 月 日

(入札執行者)

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

1 工事（委託業務）名

2 工事（委託業務）番号

3 入札実施予定日

年 月 日

4 辞退理由

(別紙 4)

代理人印

委 任 状

年 月 日

様

委任者

住所

商号又は名称

代表者名

印

私は、都合により、 を代理人と定め、
下記 件の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

[illegible]

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価＝金額」で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。
(見積内訳書記載例2参照)
- ② また、本工事費内訳書の範囲内で種別レベル※までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。(見積内訳書記載例1参照)
※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」(土木部技術管理課)、第4章－11参照
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/108915.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

(例1) 「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	130 m ² ×2,508 円		=325,000 円 (計算が合わないため誤計算)
(正) ○○○工	130 m ² ×2,500 円		=325,000 円

130 m²×2,508 円=326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は 325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- ④ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例が見られますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となる場合がありますので、見積内訳総括表での積算との間に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

(例2) 合計欄等で、まるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000 円
	一般管理費	2,345,600 円
	工事価格	12,345,600 円
	工事価格 (まるめ)	12,340,000 円 (引下げ項目が不明な値引き)
(正)	工事原価	10,000,000 円
	一般管理費	2,340,000 円
	工事価格	12,340,000 円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。）

（例3）見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

（誤）		数量	単価	金額
	〇〇〇工	1式		1,000,000円
	△△△工	1式		1,500,000円
	□□□工	1式		2,000,000円

↓

（正）		数量	単価	金額
	〇〇〇工			1,000,000円
	〔内訳	100m	2,500円	250,000円
		100m	7,500円	750,000円
	△△△工			1,500,000円
	〔内訳	50 m ²	10,000円	500,000円
		50 m ²	20,000円	1,000,000円
	□□□工			2,000,000円
	〔内訳	200 m ²	8,000円	1,600,000円
		1式		400,000円
	〔内訳	◇◇工 300m	1,000円	300,000円
		■工 500m	200円	100,000円

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。
- ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。